平成２５年（フ）第５８０号
さいたま市見沼区風渡野237－１　エルピス305、住民票上の住所さいたま市見沼区大字大谷666番地９
債務者　石井　宣行
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
埼玉県上尾市富士見２丁目17番17号　富士ニューハイツⅡ101
債務者　谷田部順子
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
埼玉県上尾市本町３丁目５番15号　コーポ秩父202
債務者　鎌田　裕子（旧姓加部）
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２３号
埼玉県蓮田市西新宿４丁目94番地　スプリングスガーデンＢ－202号
債務者　長崎　理恵
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３９号
埼玉県戸田市笹目２丁目10番地の18　エルセリート戸田203号室
債務者　石川　千夏
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
さいたま市岩槻区大字大戸668番地
債務者　森田　隆子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４９号
埼玉県川口市赤井４丁目32番22号
債務者　方喰　愛里
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６０号
さいたま市岩槻区大字大戸668番地
債務者　森田　和史
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市千間台西６丁目16番地９　ベルハイツ千間台203号
債務者　山根　真樹（旧姓橋爪）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
埼玉県熊谷市下奈良778番地５　市営中妻住宅１－305
債務者　大澤　実洋
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７号
千葉県香取郡東庄町青馬1825番地
債務者　小林　俊男
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１８５号
愛知県豊田市若林東町中外根65番地１　県営15―301号
債務者　宮田　　梓
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
千葉県山武市木原738番地52
債務者　森安　深雪
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
千葉県大網白里市北飯塚199番地76　中村貸家ＮＯ１－２
債務者　河村　光浩（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９４号
相模原市緑区大島2445番地16
債務者　百鳥友佳子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９５号
相模原市緑区相原２丁目９番５号　グランメールＢ202号
債務者　佐々木秋子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０１号
相模原市緑区大島996番地６　ハイツさがみ野101号室
債務者　佐藤　弘樹
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０２号
神奈川県座間市相模が丘４丁目36番２号　沢村コーポ102号
債務者　市川　保夫
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで横浜地方裁判所相模原支部